

(案)

電気需給契約書

支出負担行為担当官 神戸運輸監理部長 峰本 健正（以下「甲」という。）と、独立行政法人自動車技術総合機構近畿検査部長 杉田 茂（以下「乙」という。）（以下「甲」「乙」総称して「甲等」という。）、及び〇〇 〇〇 〇〇（以下「丙」という。）は、兵庫陸運部他で使用する電気の需給に関し、次の条項により需給契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲等及び丙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 丙は、仕様書に基づき、甲等の兵庫陸運部他（以下「需要場所」という。）で使用する電力を需要に応じて供給し、甲等は丙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は次のとおりとする。ただし、以下の各金額には消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

基本料金単価	円／kW
電力量料金単価	
夏季	円／kWh
その他	円／kWh

（契約期間）

第4条 契約期間は、供給地点ごとに以下のとおりとする。

- ・兵庫陸運部 令和8年3月10日～令和9年3月9日
- ・姫路自動車検査登録事務所 令和8年4月1日～令和9年3月31日

（契約保証金）

第5条 甲等は、本契約に係る丙が納付すべき契約保証金を全額免除するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 丙は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲等の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(使用電力量の増減)

第7条 甲等の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り又は下回ることができる。

(細目事項の取扱い)

第8条 契約履行上必要な細目事項については、丙の定める「電気需給約款」に依拠する。

(契約電力)

第9条 各月の契約電力は、以下の各号に該当する場合を除き、その一月の最大需要電力と前 11 ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(1) 契約受電設備を増加する場合で、増加した日を含む一月の増加した日以降の期間の最大需要電力の値が、その一月の増加した日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値を上回るとき。

(2) 契約受電設備が減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかとなるとき。

2 最大需要電力が 500 k W 以上となる場合は、契約電力を甲乙丙協議により速やかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、第 1 項によって定めることとする。

(計量及び検査)

第10条 計量日は原則として兵庫陸運部は毎月 10 日、姫路自動車検査登録事務所は毎月 1 日とし、丙は計量日に記録された値により使用電力等を算定し、甲等の指定する職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第11条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(料金の算定)

第12条 料金の算定については、丙の定める「電気需給約款」に依拠する。なお、燃料費調整額及び市場価格調整額は、需要場所を管轄する一般送配電事業者の最終保障を適用する。また、本契約が対象となる補助事業及び措置等があった場合には電気料金にそれを適用する。

(料金の支払い及び遅延利息)

第13条 丙は、第 10 条に定めた検査終了後、前条で定めた算定方法により算出した金額を、一月毎に乙に対し適法な請求書により請求するものとする。

2 乙は、丙から適法な支払請求書を受領した日から 30 日（以下「約定期間」という。）以内に丙に支払うものとする。また、甲は第 10 条に定めた検査終了後に確定した分担金

額を乙の指定する分担金振込期限内に乙に支払うものとする。

- 3 乙は、乙の責に帰する事由により前項の約定期間内に料金を支払わない場合は、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し年 2.5% の率を乗じて計算した金額を遅延利息として丙に支払わなければならない。ただし、天災地変等やむを得ない事由による場合は、この限りでない。
- 4 前項の規定により算出した遅延利息の額が 100 円未満である場合はその金額を、又はその額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(機密の保持)

第14条 甲等及び丙は、業務上知り得た秘密を、業務運営上特に必要な場合を除き、他に漏らしてはならない。また、本契約終了後においても、この責任を負うものとする。

(契約の解除)

第15条 甲等は、丙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 丙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと甲等が認めたとき。
 - (2) この契約の締結に際しての一切の行為及び履行について、丙又はその代理人若しくはその使用人等が、不正の行為をしたときは、又は、これらの者が、甲等の行う検査若しくは監督を妨げようとしたとき。
 - (3) 前各号に定めるもののほか、丙が本契約条項に違反したとき。
- 2 甲等は、丙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど

していると認められるとき。

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(違約金)

第16条 丙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、丙は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第3条に定める契約金額の電力量料金単価を乗じて得た額に、第12条に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として、甲等の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第17条 丙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、丙は、甲等の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として、甲等の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が丙に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、丙に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が丙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、丙（法人にあってはその役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 丙が前項の違約金を甲等の指定する期間内に支払わないときは、丙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲等に支払わなければならない。

(損害賠償)

第18条 甲等は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお、損害賠償の請求をすること

ができる。

(協議)

第19条 本契約条項について疑義があるとき、又は本契約条項に定めていない事項については甲乙丙協議のうえ決定するものとする。

(紛争の解決)

第20条 この契約に関する訴えは、甲の所在地を管轄する裁判所に属するものとする。

本契約の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵庫県神戸市中央区波止場町1番1号
支出負担行為担当官
神戸運輸監理部長 峰本 健正
(T4800012000003)

乙 大阪府寝屋川市高宮栄町12-1
独立行政法人自動車技術総合機構
近畿検査部長 杉田 茂
(T1011105001930)

丙

※契約内容について追記等がある場合は甲、乙、丙で協議の上決定するものとする。